

国際日本文化研究センターにおけるバイアウト制度に関する規程

令和2（2020）年10月22日 制 定 令和8（2026）年 8月 6日 最終改正

（目的）

第1条 この規程は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の研究教育職員（以下「教員」という。）が担う業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費を競争的研究費の直接経費から支出することを可能とすることにより、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充を図り、当該研究プロジェクトの一層の進展に資するために導入するバイアウト制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（バイアウト制度の対象となる事業）

第2条 バイアウト制度の対象は、文部科学省が所管する競争的研究費の事業のうち、公募要領等において、その実施を認めているものとする。

（代行できる業務の対象）

第3条 バイアウト制度により代行できるセンターの業務の対象は、次のとおりとし、研究活動及びセンターの管理運営業務はその対象とすることができない。また、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- （1）教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）及びそれに付随する各種事務等
- （2）社会貢献活動（研究成果普及活動等）
- （3）その他所長が認める活動

（申請手続き等）

第4条 バイアウト制度を利用する教員（以下「申請者」という。）は、応募書類に経費の計上が求められている場合はその提出時まで、応募書類に経費の計上がない場合は、採択後の経費計上を求める書類の提出時まで、バイアウト制度利用申請書（別紙様式第1号）により所長に申請する。

- 2 申請者は、前項の申請の際、対象業務が適切に実施されるよう、その代行方法について責任をもって提案しなければならない。
- 3 申請者は、第1項の申請の際、自身の年間の業務全体のエフォートを明らかにした上で、代行を希望する業務のエフォート範囲を明示する。
- 4 センターは、第1項の申請に基づき、バイアウト制度により必要となる経費（以下「バイアウト経費」という。）を確定し、所長はバイアウト制度利用許可書（別紙様式第2号）により申請者のバイアウト制度の利用を許可する。
- 5 応募書類の提出時まで第4項によりバイアウト制度の利用を許可された場合であっても、採択後の競争的研究費の直接経費の総額に変更があるときは、必要に応じてバイアウト経費を変更する。

(バイアウト経費)

第5条 バイアウト経費の金額は、申請者とセンター間で事前に協議して決定する。

2 前項の経費の金額は、業務の代行に必要となる要員の雇用経費又は謝金により算出する。ただし、算出が困難な場合は、申請者の給与及びエフォートを参考に算出する。

(バイアウト制度の実施)

第6条 センターは、第4条第4項により対象業務の代行を所長が許可した場合、代行に必要な人員の確保等を行い、業務の代行を実施する。

2 申請者は、競争的研究費の直接経費から、必要となったバイアウト経費を負担する。

(複数の競争的研究費を合算して代行を実施する場合の注意点)

第7条 複数の競争的研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行わなくてはならない。

(教育活動・社会貢献活動を代行する場合のエフォート上限)

第8条 バイアウト制度により、第3条第1号の教育活動及び同条第2号の社会貢献活動を代行する場合は、申請者の教育活動・社会貢献活動のエフォートのそれぞれ50%を上限とする。

(少額の競争的研究費による制限)

第9条 少額の競争的研究費（競争的研究費の単年度で利用できる金額が100万円未満、第7条により複数の競争的研究費を合算する場合は各競争的研究費の単年度で利用できる金額が100万円未満のもの）のバイアウト経費の上限は、当該競争的研究費の直接経費の30%とする。

(人事評価への配慮)

第10条 所長は、教員の人事評価の際、バイアウト制度により研究以外の業務が代行されたことをもって申請者の不利にならないよう配慮しなければならない。

(その他)

第11条 競争的研究費の公募要領等及びこの規程に定めるもののほか、バイアウト制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2（2020）年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和8（2026）年8月6日から施行する。

別紙様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国際日本文化研究センター 所長 殿

申請者

バイアウト制度利用申請書

国際日本文化研究センターにおけるバイアウト制度に関する規程第4条第1項に基づき、バイアウト制度の利用を申請します。

バイアウト制度により代行を希望する業務等

【業務の種類】 ☐ 教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）及びそれに付随する各種事務等 ☐ 社会貢献活動（研究成果普及活動等） ☐ その他（ ）
【業務内容】 * 具体的な業務を記述 【業務の期間】 【具体的な代行業務の方法】

使用する競争的研究費

名 称	直接経費
	円

代行により必要となる経費の内訳の金額の見込み

【内訳】 * 必要とする経費の内訳を記述	合計 円
-----------------------------	------

エフォート

	教育活動	研究活動	社会貢献活動	管理運営
年間全体	%	%	%	%
代行業務	%		%	

* 年間全体のエフォートを記述した後、代行を希望する業務のエフォートを記述

備考

--

別紙様式第2号（第4条第4項関係）

年 月 日

申請者

殿

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国際日本文化研究センター 所長

バイアウト制度利用許可書

年 月 日付けで申請のあった件について、国際日本文化研究センターにおけるバイアウト制度に関する規程第4条第4項に基づき、次のとおりバイアウト制度の利用を許可します。

1. バイアウト制度により代行する業務・期間
2. バイアウト経費の金額（使用する競争的研究費）

円（競争的研究費の名称：